

# 山梨県公報

第二千六百五十号

平成二十八年

十一月十四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 道路の区域変更……………八七七
  - 道路の供用開始(二件)……………八七七
  - 建築基準法に基づく道路位置指定……………八七七
- ### 公告
- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(六件)……………八七八
  - 国土調査の成果の認証(二件)……………八八三
  - 公共測量の実施……………八八三
  - 開発行為に関する工事の完了について……………八八三

## 告示

### 山梨県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府笛吹線
- 道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町南字柿木田一五九一第一地先から 笛吹市八代町南字横田二六二八番一地先まで	一一・九	一八・三 四二・四		二四・四

### 山梨県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四二一号	甲府市中央四丁目七五番地先から 甲府市中央四丁目十七番一地先まで	八九・〇	平成二十八年十一月十四日

### 山梨県告示第三百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三郷線	甲府市中央四丁目六二番一地先から 甲府市中央四丁目一四〇番一地先まで	一〇九・〇	平成二十八年十一月十四日

### 山梨県告示第三百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所

備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年十一月八日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町夏目原字柿ノ木七百二十九番五
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十一・一メートル

## 公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字小林四二〇四（次の図に示す部分に限る。）	有賀孝定
甲州市大和町初鹿野字棚澤四一四七	根津秀子
甲州市大和町初鹿野字中沢四一五二、四一五六の一、四一六〇、字棚澤四一三八、四一五〇	手塚武寿
甲州市大和町日影字古部土地六〇〇の一、六〇〇の三、六〇〇の六	小林慶彦
甲州市大和町日影字芝ノ尻六一の一、六三二の二	有賀誠
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三二の一、字大足六七	佐藤藤太郎

二の四

甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の三	伊藤袈裟雄
甲州市大和町日影字芝ノ尻六三三の五	坂本久太郎

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千八百十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町平須字日影草里八九七の一、八九七の二	幡野須摩子

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第八百十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町釜額字姥ヶ沢一四二、字水上六一四、字瀧ノ前一四三、字保山六三二の二、字老僧作六一五、六一六、古関字法山四五六三	若狭富士雄、伊藤宗晴、伊藤文平、渡辺今朝松、伊藤敏尚、福島藤一、伊藤久一、若狭常吉、若狭重雄、田中利治、若狭勝元、土橋寅重、土橋悦治、土橋信義、土橋潔、土橋顯策、伊藤彦七、土橋俊光、伊藤盛政、伊藤孝治、伊藤竹雄、伊藤つる、伊藤平巖、伊藤源康、内藤勝吉、渡辺昌義、渡辺崑作、渡辺福松、渡辺

南巨摩郡身延町杉山字開平一五二九の五、一五三六の三（次の図に示す部分に限る。）

南巨摩郡身延町杉山字郷郎澤三二八七、字萩原三二五五

肇、渡辺次男、渡辺憲綱、伊藤由松、若狭彦次郎、内藤市造、土橋智光、土橋兼一、土橋弘俊、若狭宗一、伊藤松之丈、伊藤朝考、伊藤隆俊、伊藤伴作、伊藤虎一

赤池一鳳、赤池本治郎、赤池溥、小林君敏、小林正次、小林高材、柴原宗矩、神宮寺はるの、渡辺量一、赤池昇

小林知則

南巨摩郡身延町清沢字石小屋三二七の二、三二一八の二、三二一九の二、三二二二の二、三二二三の二、三二二四の二、三二二五の二

磯野磯吉、磯野辰一、磯野栄憲、小林一匡、小林今三良、小林勝之丞、小林米藏、小林悟史、小林豊保、小林濱吉、小林松次郎、小林喜三郎、小林羽善、竹内喜久、竹ノ内清治、竹ノ内竹次、渡辺吉席、渡辺安太郎

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千八百二十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市塩山一ノ瀬高橋字中山二一、四二	古屋権左エ門、藤原包茂

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千八百二十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字吉沢二七八七の三、二七八七の四	長田又二、荏本俊雄
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の七、七八七の一から七八七の一七まで、七八七の二〇、七八七の二二、七八七の二三	武藤かほる、村田富義、望月米、望月誠一、望月隆御、望月三恵子
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の九	望月米
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の一八	望月健一、望月誠一
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の五	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町草塩字下霞八七一	高橋通正、佐野金三、佐野清八、深沢一、深沢新一、深沢久光、藤原正三、望月一精、望月義幸、望月栄、望月満智雄、渡辺幸来、高橋万典、小菅衛、佐野清、深沢正行、望月宗正、佐野延雄
南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の二、字上ノ原八一九の四	佐野延雄、近藤昌信、佐野茂十郎、佐野俊通、佐野清吉、高橋定治郎、高橋寿策、深沢一良、深沢清晴、深沢友次郎、藤原一徳、藤原芳、望月勇、望月市太郎、望月清重、望月重團、望月武、望月虎男、

望月芳太郎、望月保之助、望月與吉、渡辺竹重

高橋万典、小菅衛、佐野清、深沢正行、望月宗正、佐野サト、望月金三、望月通正、望月栄

南巨摩郡早川町奈良田字鯉水一〇五三の一

深沢アサギク、深沢安太郎、深沢宇三郎、深沢栄造、深沢音吉、深沢亀吉、深沢亀治郎、深沢菊一、深沢金高、深沢銀作、深沢金十郎、深沢國定、深沢倉作、深沢兼義、深沢孝、深沢高之助、深沢好太郎、深沢吾作、深沢駒吉、深沢重作、深沢宗次、深沢庄吉、深沢庄五郎、深沢清次、深沢隆晴、深沢武久、深沢武八、深沢忠雄、深沢常次郎、深沢鶴吉、深沢定太郎、深沢鉄作、深沢鉄助、深沢豊太郎、深沢寅弥、深沢寅義、深沢藤五郎、深沢文吉、深沢兵策、深沢正志、深沢弥吉、深沢義正、深沢立男、深沢銈次郎、深沢栄吉、深沢駿、深沢酉之助

南巨摩郡早川町保字後草里二二一七の三、字滝上二〇〇三、字天がれ一九〇四の二、字鑛慶二二二二の一、二二二三の二、二二三八、二二四〇

川口源作、近藤国太郎、近藤貞一、近藤義金、高橋三朗、谷沢善市、樋川透重、保泉伝十郎、望月宇重、望月一喜、望月亀太郎、望月喜観、望月清、望月金十郎、望月金太郎

、望月兼安、望月敏則、望月三穂、望月七之助、望月善次、望月善清、望月頼知、望月忠重、望月照慶、望月徳重、望月秀政、望月広作、望月福太郎、望月福督、望月兵作、望月芳一、望月法太郎、望月道則、望月義昭、近藤知安、近藤曆晴

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養たぐ
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千八百二十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十八年十一月十四日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字遠沢三五三六の一、三五三六	望月長治

の三	南巨摩郡早川町塩之上字押越二五三四、二五三八から二五四〇まで、二五四三の内一	西田妙子	八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六四五の四	望月照
	南巨摩郡早川町塩之上字押越二五三八	無限責任五箇村塩之上負債整理組合	南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六二八	望月均
	南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の一	白田き志、深澤きみゑ、深沢豊、白田金勢	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の三	望月信夫
	南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の二（次の図に示す部分に限る。）、二三五二の三	川村謙二	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の五、二六四五の八、二六四五の九	望月信夫
	南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇二、二六一一、二六一三、二六二二	望月喜時	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六五〇の一	望月信夫
	南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇四、二六〇九、二六一二、二六一六、二六一八、二六一八の内三、二六三三	望月宗利	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二（次の図に示す部分に限る。）、二六四二の内一	望月信夫
	南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六四〇、二六四〇の三、二六四〇の内一	西田金重、西田五朗、西田彦十郎、深澤吉松、望月博、白田金勢	南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一三一六、一三一六の二、一三一六の三、一三一七	京島永安、望月孝明
	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四四	西田五朗、大野信虎、天野大吉	南巨摩郡早川町千須和字宮ノ平二三九九、二四〇〇	秋山茂教、近藤嘉吉、長谷川経正、長谷川さく、長谷川善守、宮城川盛、村田まん、望月一郎、望月市猶、望月行士、望月常林、望月萬福、望月みち、望月民喜、望月勇一、望月豊、望月要、望月逸雄、村田始治
	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二	五箇村森林組合		
	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四九（次の図に示す部分に限る。）	川口猪之松、白田金勢		
	南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の一・二六四	大野一男、望月正秀、望月照	南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五五、二〇六九、二〇七〇	望月均

南巨摩郡早川町保字大上双里一〇五七	望月秀男
南巨摩郡早川町保字鑛慶二一三九の三	望月廣作

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十八年九月二十一日農林水産省告示第千八百二十三号

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年十一月十四日

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 調査を行った時期 平成二十六年四月一日から平成二十七年九月二十八日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市大字千田の一部
- 五 認証年月日 平成二十八年十一月八日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年十一月十四日

- 一 調査を行った者の名称 甲府市 山梨県知事 後 藤 齋

- 二 調査を行った時期 平成二十六年四月三十日から平成二十七年九月十五日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲府市太田町、湯田一丁目、南口町及び朝氣三丁目の全域並びに同市青沼三丁目の一部
- 五 認証年月日 平成二十八年十一月八日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十四日

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量（数値地形図作成））
- 二 測量の地域 韮崎市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月四日から平成二十九年三月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新倉字出口二千六百五十三の三、二千六百五十一の一、二千六百五十二の一、二千六百五十二の三、二千六百五十三の一、二千六百五十三の二、二千六百五十四、二千六百五十五の一、二千六百五十五の三、二千六百五十七の一及び二千六百六十の三並びに富士河口湖町船津字北八ツ倉五千五百五十一の一部、五千五百五十五の一部、五千五百五十六の一部、五千五百五十七及び五千五百五十九の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂二丁目十番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内 S a t u r n i a 特定目的会社 取締役 山崎亮雄

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番